

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

【北斗市の地勢】

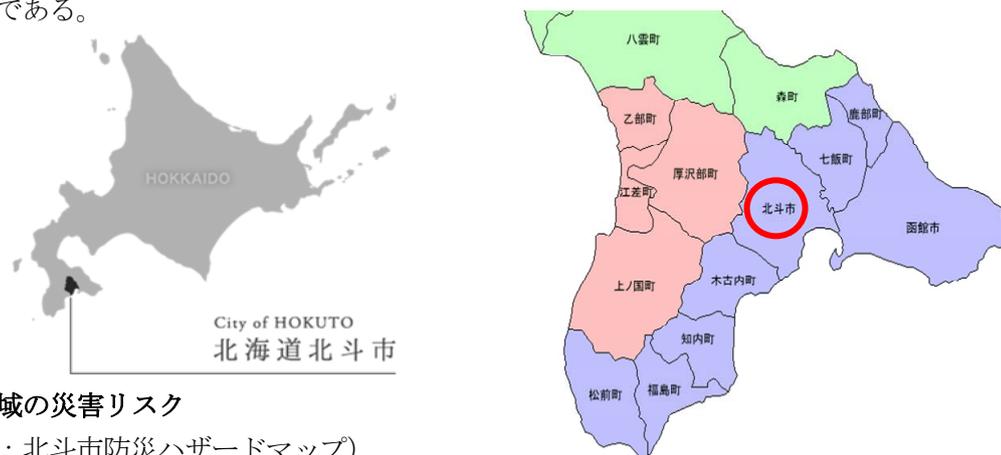
北斗市は、北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、南は函館湾・津軽海峡に面し、東西約 21km、南北約 31km で、面積は約 397.44 km²である。海岸線は東西にかけて 21 kmで、約 30 m程度の海岸段丘を形成している。東部は函館市・七飯町、西部は厚沢部町・木古内町、北部は森町に接しており、地形の特色は、西部は山地で、東部は南に緩やかに傾斜した函館平野の一部であり、水田、畑、市街地が広がっている。

主な河川は、常盤川、久根別川、大野川、戸切地川、流溪川、茂辺地川で、いずれの河川も南流し、函館湾・津軽海峡に注いでいる。

主要交通路は、海岸線沿いに国道 228 号と内陸にある高規格道路、南北に国道 227 号があり、鉄道では、道南いさりび鉄道と 2016 年(平成 28 年)3 月開業の北海道新幹線がある。

【北斗市の気象】

北斗市の気候環境は、対馬暖流の影響を受け、海洋性の気候となっており、平成 30 年気象庁統計データでは平均気温 9.1℃、最高気温 31.3℃、最低気温-17.1℃となっており、年間を通じて寒暖の差は少ないためしのぎやすく、春秋は温暖の日が多く、冬は季節風が強いのが特徴である。



(1) 地域の災害リスク

(洪水：北斗市防災ハザードマップ)

北斗市の水防法に基づく水防警報指定河川は、二級河川の大野川、久根別川、溪流川の流域 3ヶ所が指定されている。そのうち主要な大野川、久根別川が氾濫した場合の浸水想定区域では、流域に市街地が形成されており、商業地、工業団地等では小規模事業者が多く立地していることから警戒が必要とされている。また、市内の他の地域でも中小河川があり、浸水域となっていることから河川周辺地域は十分な警戒が必要である。

地区名	河川名	想定される浸水深	小規模事業者数
七重浜地区	常盤川	0.5m 未満	218
本町地区	久根別川	0.5m～ 3.0m 未満	166
	大野川	0.5m～ 3.0m 未満	14
	戸切地川	0.5m 未満	20
	流溪川	0.5m～ 3.0m 未満	45
茂辺地地区	茂辺地川	0.5m～ 3.0m 未満	17
分庁舎地区	大野川	0.5m 未満	87



(出典：北斗市ハザードマップ情報公開 GIS)

(土砂災害：北海道士砂災害警戒情報システム)

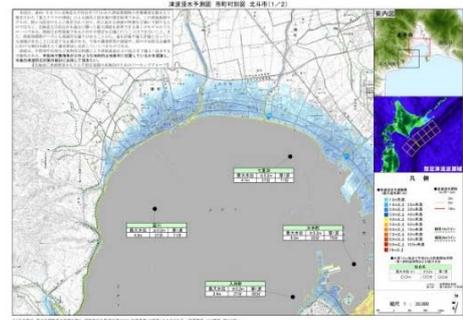
北海道士砂災害警戒情報システムによると、北斗市には、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべりの特別警戒区域・警戒区域の指定箇所が135箇所ある。指定されている茂辺地、野崎、文月、市渡、向野、村山、中山の区域に危険箇所が多く小規模事業者が点在しており、立地によっては災害リスクが生じている状況にあり、対策が必要とされている。



(出典：北海道士砂災害警戒システム)

(津波：北海道防災情報〈津波浸水予測〉)

北海道が公表(H24改訂版)した津波予測によると、最大クラスの津波による高波と浸水域の想定結果では、函館湾に沿った国道228号線、道南いさりび鉄道の多くが浸水範囲にある。寸断された場合は陸路での物流が断絶される可能性があることや、標高10mラインの沿岸部の七重浜から富川地区には多数の小規模事業者が立地しており、対策が必要とされている。



(出典：北海道防災情報津波予測図)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

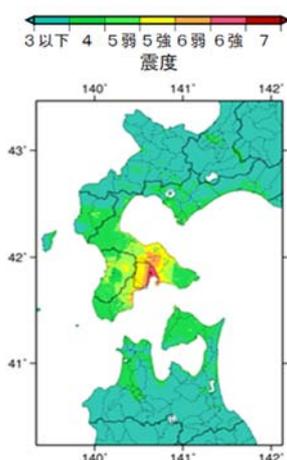
北斗市に影響を及ぼす可能性のある内陸型地震は、地震調査研究推進本部によると市を縦貫して南北に延びる全長24kmの函館平野西緑断層帯による地震が想定されている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が1%以下となっているが、主な活断層の中で発生確率は、やや高いグループに属することから警戒は必要である。

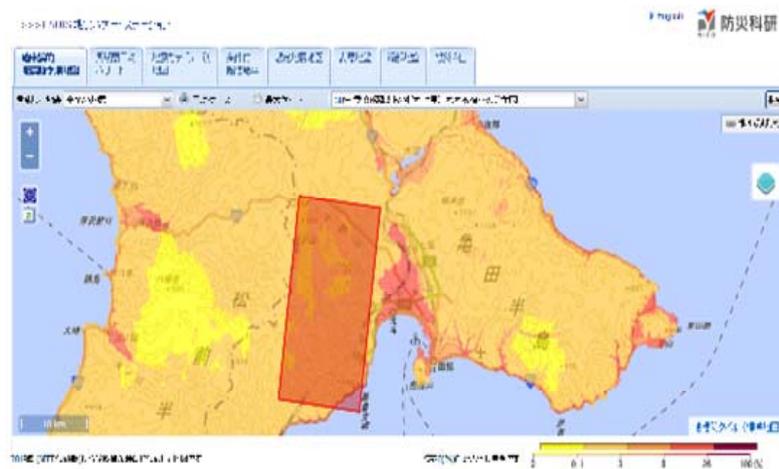
また、直近では2018年(平成30年)9月に発生した北海道胆振東部地震の影響で全戸停電(ブラックアウト)が発生し、市内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

〈内陸型地震(活断層帯)〉

主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (30年以内)
函館平野西緑断層帯 (渡島大野断層と富川断層。それぞれ西側に長さ4km以下の短い活断層を伴う。)	7.0~7.5程度	ほぼ0%~1%



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

北斗市は、台風等の暴風雨による被害が最も多く、これまでも暴風雨による数々の風水害に見舞われてきた。近年では2016年(平成28年)の台風10号で、建物等の被害が150件以上にのぼり、停電被害2,240戸、その他農業、漁業にも多数の被害が発生した。

《過去における主な被害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害	農業被害	その他の被害状況
H25. 8. 9	水害	大雨による被害 連続雨量125mm 久根別川、大当別川周辺 地区	住宅 2棟 (雨水進入) 地下車庫 2戸 (雨水侵入)	〇ビニールハウス冠水 84棟	〇道路冠水 13箇所
H28. 8. 30	風害	台風10号による被害 最大瞬間風速30.4m/秒 日最大1時間 降水量31mm	住宅、倉庫、 車庫等 152件	〇農作物 総面積75.61ha 〇ビニールハウス(全半壊等)335 〇農業用倉庫・牛舎棟34棟	〇漁業被害2箇所(底建網) 〇停電被害2,240戸 〇避難所避難者4名(自主避難) 〇倒木867本(目視確認分)
H29. 9. 18	風水害	台風18号による被害 最大瞬間風速29.7m/秒 日最大降水量45mm	—	田 5.51ha 畑 4.14ha	〇建物被害等16件 (屋根トタン損壊 看板破損等) 〇林務分野被害6ヶ所 (倒木48本、林道寸断1ヶ所)

(出典：北斗市地域防災計画〈資料編〉)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1, 368人(独自データ)
- ・小規模事業者数 1, 174人(H26 経済センサス)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考	
商工業者	建設業	308	227	市内に広く分布
	製造業	103	78	工業団地に多く分布
	卸・小売業	358	308	市内に広く分布
	飲食・宿泊業	136	126	〃
	サービス業・その他	463	435	〃
	合計	1,368	1,174	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

項目	年月	備考
北斗市防災会議条例	H18. 2	
北斗市水防協議会条例	H18. 2	
防災訓練の実施	H29. 5	北海道総合防災訓練
	H30. 9	北斗市総合防災訓練
	通 年	自治会・町内会等の避難訓練支援
北斗市地域防災計画	R 2. 3	
北斗市水防計画	R 2. 5	
北斗市防災ハンドブック	R 2.10	作製・配布
防災備品の備蓄	—	備蓄食料：アルファ化米 18,000食 飲料水 18,000本 毛 布 6,000枚

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	H30. 1	チラシ配布 730 部 (北海道・日本政策金融公庫資金)
リスク管理共済・保険の周知	H30.12	チラシ配布 730 部
事業継続計画策定について周知	R 2. 1	広報誌記事掲載
防災セミナーの周知	R 2. 8	チラシ配布 730 部
リスク補償制度の周知	—	HPに掲載

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・地区内小規模事業者に対し、予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄などの必要性の周知と、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	308	227	4	4	4	4	4
製 造 業	103	78	3	3	3	3	3
卸・小売業	358	308	3	3	3	3	3
飲食・宿泊業	136	126	2	2	2	2	2
サービス業・その他	463	435	4	4	4	4	4
合 計	1,368	1,174	16	16	16	16	16

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域警戒区域のよりリスクの高いと思われる事業者を優先する。本計画においては、まずは50cm以上浸水が想定される地域の全小規模事業者(242者)が、おおむね3期(15年間)で事業継続力計画を策定できるよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変化が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

北斗市	北斗市商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	308	227	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
製 造 業	103	78	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
卸・小売業	358	308	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
飲食・宿泊業	136	126	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	463	435	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
合 計	1,368	1,174	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施期間	北斗市商業活性化支援センター（エイド'03）防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	北斗市経済部水産商工労働課商工労働係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害者認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当市経済部水産商工労働課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染症防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・北斗市災害対策本部の方針に従い、当市経済部水産商工労働課と連絡をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・市内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・市内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員 補助員

- ・本計画により、当商工会と当市は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

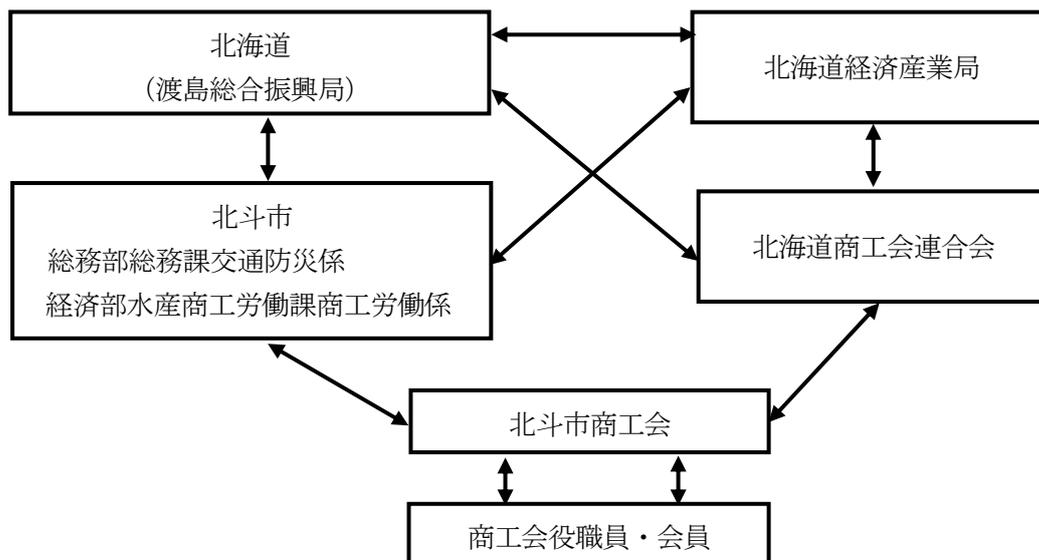
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ市と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の設置について各市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被害事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動により影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域地区内小規模事業者に対する復興支援

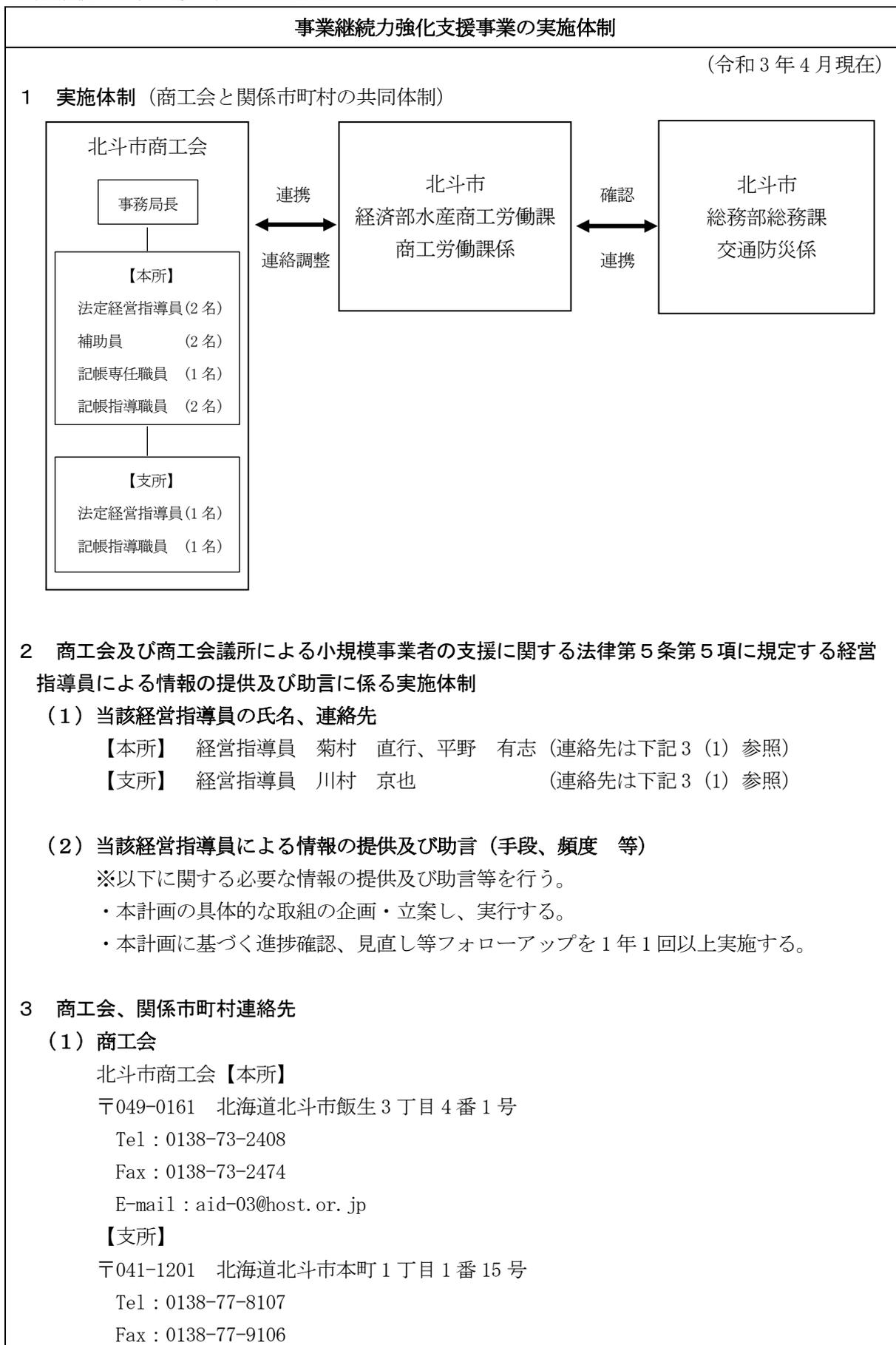
- ・北斗市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、北斗市・北斗市商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

北斗市経済部水産商工労働課商工労働係
〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号
Tel : 0138-73-3111 〈代表〉
Fax : 0138-73-6970
E-mail : syoko@city.hokuto.hokkaido.jp

4 その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	480	480	480	480	480
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	190	190	190	190	190
・ 防災、感染症対策費	140	140	140	140	140

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、北斗市補助金、北海道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。